

2025 年規定審議会 クラブに影響を与える主な採択制定案

2025 年規定審議会が 4 月 13 日～17 日に米国イリノイ州シカゴで開催された。当初、世界から 86 件の制定案が提案されたが、審議会開催前に 5 件が撤回、さらに審議会開催中に 6 件、合計 11 件が撤回となった。また、事前審査で理事会提案の 1 件が同意議題となり審議は行われず、審議会では 74 件が審議され、同意議題を含め 31 件の制定案が採択された。日本からは 26 件の制定案が提案された。

- 1) ロータリークラブの目的を改正する件で、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施することに改正。
- 2) 中間財務報告の締切日を改正し、1 月 31 日までに延長するに変更。
- 3) 新しいロータリークラブの加盟に必要な創立会員数を **20 名から 15 名に変更**する。
- 4) ガバナーの任務として、「RI 戦略計画の推進とロータリー財団の補助金プログラムへの参加を奨励する」と「ガバナー補佐が地区の発展と会員の結束を促進できるよう、支援を提供する」ことを加える。
- 5) 理事およびガバナー選挙手続における対抗方法で、指名委員会により行われた場合、**その選出に異議を唱えることができる基準**を引き上げる。
- 6) 会員資格条件を満たさなくなった会員身分をクラブが終結しない場合、**理事会がロータリアンまたはローターアクターの会員身分の終結をクラブに指示**できる。
- 7) 試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を変更し、**RIBI 内およびゾーン 8 内にあるクラブのみに限定されていた条件を撤廃**。
- 8) 会員の多様性に gender とは別に sex を追加する。
(注:「sex」は先天的な性・性差、「gender」は後天的な性・性差を表す言葉)
- 9) RI における**政治的主題の禁止**を規定する。
- 10) TRF の資金を不正に使用し、または資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している場合、クラブ自体が TRF の資金を不正に使用し、また資金管理方針に違反した場合、**そのクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える**。
- 11) 人頭分担金を増額し、2026-27 年度には半年ごとに米貨 42 ドル 75 セント、2027-28 年度には半年ごとに米貨 44 ドル 63 セント、2028-29 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 46 ドル 50 セントとする。
- 12) RI が講じたプロセスの改善と経費削減対策に関する**最新情報を定期的に発表**する。
- 13) **立法案の提出締切日**を 12 月 31 日から 3 月 31 日に延長し、修正案の締切日と発行日も、それぞれ 3 月 31 日から 5 月 31 日、9 月 30 日から 10 月 31 日へと延長する。
- 14) 審議会代表議員の選出時期と任期開始時期を改正し、規定審議会開催の翌年に選出され、その任期は次回 COL が開催される前年度の 7 月 1 日に始まるとする。
- 15) 規定審議会の**事前審査で、規定審議会**で審議する立法案のための票の割合を 80%から 70%に調整し、反対した投票が 70%を超える場合、規定審議会では審議されないものとし、賛成した投票が 70%を超える場合、同意議題において検討されるに変更する
- 16) **決議審議会が終了してから 6 カ月以内に、採択決議案を審議**し、その決定の理由を提供し、文書化し、**全ガバナーおよび全審議会議員に通知**する。
- 17) **地区大会を毎年開催する要件を削除**することである。
- 18) 地区大会と地区立法案検討会での**投票に関する投票規定を明確化**する。
- 19) 会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件
- 20) 研修の文化から参加者中心のラーニングへと移行するため、**会長エレクト研修セミナーを会長エレクト・ラーニングセミナーに、地区研修・協議会をクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに変更**する。

標準ロータリークラブ定款の変更箇所

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと；
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施すること；
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること；
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第7条 会合

第2節 - ~~年次総会。~~その他の会合。

- (a) 役員を選挙するため、~~現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を~~発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに行われる会合において発表するものとする。
- ~~(b)~~ (c) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第10条 出席

第1節 - 一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：

- (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第11条 理事および役員および委員会

第5節 - 役員の選挙。

- (c) 会長の資格要件。
クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修・ラーニングセミナーと地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修・ラーニングセミナーおよび地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの

代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修・ラーニングセミナーおよび研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修ラーニングに出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第13条 会員身分の存続

第3節 - 自動的終結 - RI理事会。

RI細則（第3.060.節）の手續に従ってRI理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする。

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.060. 正当な理由による会員またはローターアクターの終結

クラブとローターアクトクラブは、会員資格条件を満たさなくなった会員およびローターアクターの会員身分を、正当な理由をもって終結すべきである。クラブがそうしない場合、理事会は、正当な理由をもって、その会員またはローターアクターの会員身分を終結するようクラブに指示することができる。終結の決定の指針となる原則は、RI定款第4条第2節（a）、および会員またはローターアクターに期待される高い倫理基準である。理事会は、終結すべきでない理由を説明するための30日間の猶予を当該会員またはローターアクターに与えるものとする。理事会は、当該会員またはローターアクターが十分な理由を提示しなかったと理事会が判断した場合、30日間の期間後、クラブに対して当該会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できる。会員またはローターアクターの会員身分を終結するには、理事会全体の3分の2の投票が必要となる。理事会は、その裁量により、本節の手續に従って、RIBI内のクラブの会員またはローターアクターの会員身分に関し、RI理事会に代わって決定する権限をRIBIに与えることができる。